しろあり

NO. 3 MAY 1964



全日本しろあり対策協議会機関誌

目 次

大 村 已代治:第3号の発刊に当って((1)
中島茂:イエシロアリの歩行動作((2)
松沢寛・杉山態市・真部才一:	
瀬戸内沿岸島嶼部におけるシロアリ事情雑記((4)
細 川 哲 郎:腐朽・白蟻の被害についての一般の認識((11)
近畿支部だより((12)
愛媛県支部のうごき((13)
協会のうごき((16)
「しろあり」防除施工士規定の実施((18)
「しろあり」防除施工士認定申込状況((21)
「しろあり」防除講習会開催((22)
第6回しろあり対策全国大会のあらまし((23)
全日本しろあり対策協議会規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(25)
「しろあり」防除薬剤認定商品名一覧表((27)
役 員 名 簿	(28)

表 紙:有翅虫の飛び出しを守るヤマトシロアリの兵蟻

全日本しろあり対策協議会機関紙 しろあり 第3号

昭和39年5月15日 印 刷 昭和39年5月20日 発 行 編集兼:森本 桂発行者: 森本

発行所:全日本しろあり対策協議会

東京都港区芝虎ノ門8番地 虎ノ門実業会館 日本住宅協会内 電 話 (501) 3 5 6 8 番

印刷所:株式会社 白 橋 印 刷 所 · 東京都中央区西八丁堀4-6

電話(551)代表1181番

第3号の発刊に当って

会 長 大 村 已代治

昨年の夏、岡山の鷲羽の大会で会長就任方の御指名を受け不宵その任でない のですが事情己を得ず一応お引受けしたので、ここに各位の御支援をいただき 度く御挨拶を申述べる次第であります。

全日本しろあり対策協議会の生みの親,育ての親は前副会長の前岡さんであると思います。私は十数年前前岡さんが福岡の建築課長時代福岡の大濠公園内のしろあり防除の実験を拝見して,この仕事の重要性を認識し,前岡さんの熱意に敬服したのでありました。

当時中央では地方的の問題として余り関心を持っておらなかったのですが段々被害も広範囲になり関東まで広がって参りました。この間前岡さんは不断の努力を続けられ同憂の士を赴合され全日本しろあり対策協議会を結成され、斯界の権威である芝本先生を会長に副会長としてこれを補佐し今日の隆盛を来たした次第であります。

今回前岡さんが建設省の建築指導課長を退官され民間で活躍されることになり従来のような活発な推進ができなくなったこと、事務所を役所の外に置く必要にせまられて、芝本会長と同道で相談に来られました。私は日本住宅協会という建設省の外廓団体の一つの運営を担当して、建設省や地方庁との連絡の良い立場にありましたので、事務局を住宅協会内に移すことと、私の会長就任を望まれたのであります。

私見としては今まで面倒を見ておられた建築行政協会が担当することが適切だと思うし、会長も芝本先生が斯界の権威で初代会長として力量手腕共万人の認める所ですから続けられるべきだと信ずるのですが、諸般の事情から行政協会の事務所が独立するまで事務をお預りし、会長は芝本先生が副会長で御支援下さるという条件でお引受致しました。

爾来芝本先生を始め各界の関係理事の御熱心な御支援で薬剤の追加認定や、 防除施工士の認定事務等を始め機関紙、研修会テキストの編集等を愉快に運ば れております。

この協議会の理想はしろありを絶滅してこの仕事がなくなることでありますが、その為には現在の事業を推進しPRを強化して以て社会の認識を深めねばならぬと信じます。何卒よろしく御願します。

イエシロアリの歩行動作

中島 茂*

イエシロアリはいわゆる暗黒の住者ともいわれる。その巣を中心として多くの蟻道を構築し、蟻道はそれぞれの目的にそって有効に利用されている。したがって、外界に出現するのは、有翅虫の群飛する場合と、少数の兵蟻と職蟻が、通風の悪い暗い処で新しい蟻道をつくるために、蟻道を脱出する場合とである。また、まれに、営巣のために土壌などを地上に運び出す場合に、白昼でも外界で兵蟻・職蟻をみがけることがある。このようにイエシロアリの行動が、暗所でしかも外界から隔離された場所でなされるため、その行動の実態を把握することは困難である。そこでイエシロアリの職蟻と兵蟻を巣から取り出して、その歩行動作、とくに歩行の速度を調べた。即ち蟻道の中と同じような、暗室で通風のない環境をもうけ、日周・温度・階級などの諸条件について、職蟻・兵蟻の歩行速度を観察した。

実験の方法は、しろあり飼育室(暗室)において、赤色灯の下で、1m²の白色紙上の中央に供試虫を1頭ずつ放虫し、1分間放置した後、30秒間における供試虫の動きを追跡し、その全距離をキルノメーターで測定した、なお、供試虫は各区とも30頭づつ供試した。

日周と歩行

イエシロアリ職鱶における歩行の日周変化をみるために、 25° Cの飼育室にて、6時、12時、18時、24時の4回に亘って実験を行なった。

その結果,第1表に示すように,6時の歩行速度は最低37.5cm,最高87.5cmに達した。

つぎに、12時では、最低37.5cm、最高92.5cm、18時においては、最低52.5cm、最高92.5cmであり、62.5cmの歩行速度の頭数が8頭みられた。夜半の24時には最低47.5cm、最高92.5cmで、57.5cmの速度のものが11頭に達した。時刻別の30頭の平均歩行速度は、18時が最高で69cmを示し、ついで12時が68.3cm、24時が66.5cm、6時が62.17cmの順で、これらの間にわずかではあるが、速度の差がうかがわれる。"しろありの知識"(1961)において著者は、イエシロアリの摂食場所に出現する頭数が、時刻によってかなり差があり、18時~22時に最も出現頭数が多いことを明らかにしたが、この4回の実験のうち、18時が最高速度を示し、摂食の場に出現する職蟻の頭数の動きとほぼ一致し、イエシロアリにおける日間活動の状態を、歩行速度の面からも推察できる。イエシ

	時刻 6	時	12	時	18	時	24	時
距離cm	階級 W	S	W	S	W	S	W	S
32, 5		4		1		1		1
37.5	1	1	2	2		1		1
42.5	2	2		3		1		6
47.5	2	9		4		4	2	2
52.5	4	5	1	4	2	2	1	5
57.5	4	6	2	3	4	8	11	4
62.5	4	3	5	8	8	6	1	8
67.5	5		3	2	3	5	3	2
72.5	3		7	2	6	2	4	1
77.5	3		5	1	1		3	
82.5	1		3		3		3	
87.5	1		1		2		1	
92.5			1		1		1 .	
97.5								

第1表 日 周 と 歩 行 速 度

註 W……職蟻 S……兵蟻 数字は頭数

ロアリの群飛は夕刻に行うが、外的には、多湿で晴天の 無風の状態の日を選び、その群飛の時刻が夕刻であると いうことは、さらに、内的にもこのシロアリのコロニー が平常にあっても、最も活動的な時刻に相当していると いうことになる。

温度と歩行

イエシロアリの職蟻ならびに兵蟻は $20\sim30$ °C の温度で最も活発に動作するので,室温20°C と25°C の区を設け歩行速度を比較した。その結果は第2表のように,職蟻に

第2表	温	度	2	歩	行	谏	度
717 - 2	mm	12	_		. 1 1	æ	<i>1.</i> ×-

温度℃	2	0	2	25
距離cm 階級	W	S	W	S
22.5		3	-	
27.5	2	1		1
32.5	1	2		1
37.5		2		1
42.5	3	4	2	1 2
47.5		6		7
52.5	4	2	3	6
57.5	3	4	1	3
62.5	6	4	6	5
67.5	4	1	5	2
72.5	2	1	6	2
77.5	1		3	
82.5	1		2	
87.5	3		1	
92.5			1	

註 W……職儀 S……兵儀 数字は頭数

ついては,最低速度は, 20° Cで 27.5cm, 25° C にて 42.5cm,最高速度は 20° Cの87.5cmに対して, 25° Cでは92.5cmをした。さらにそれらの平均速度は 20° Cで60.3cm, 25° Cで67.5cmであって,後者の区にあって歩行速度がわずかに高いこととを知った。

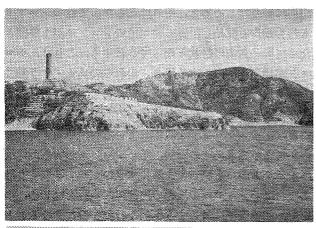
階級と歩行

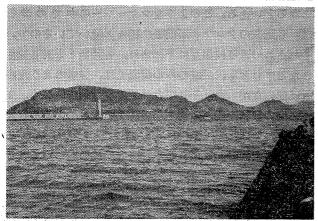
職蟻と兵蟻の歩行速度について比較すると、第1・2表のように、日間ならびに温度のいずれの条件についても

最低速度は、 職蟻が高く、 また、 最低と最高の速度の 巾も広い、つまり30秒間における職蟻の歩行距離は兵蟻 のそれに比して大きく、最高距離は職蟻の87.5 cmから 92.5cm であるのに対して, 兵蟻は72.5cm に止まってい る。イエシロアリの巣の1部をとって直径15cmのシャー レーに取り出すと、 職蟻, 兵蟻その他の階級が右往左往 してシャーレーの周縁に向って歩行し, ついでシャーレ ーの周縁の内側にそって、2、3頭が右、あるいは左の 方向に廻りはじめると, それにともなって他のシロアリ も歩行動作を開始し、遂にすべてのシロアリが1集団と なって同一方向に帯状となって歩行する。これは,シロ アリが蟻道内を歩行する場合,かれらの臭覚・すう触性 と個体相互の機械的刺激によって直進して歩行できるも のと考えられる, 又気流を感ずるのが極めて鋭敏である ことは、イエシロアリを収容しているシャーレーの蓋を 静かにとっても、その瞬間、イエシロアリが明らかに反 応することからも察知できる。本来のシロアリのすう触 的な行動がシャレーの周縁の内側に、歩行をはじめ、つ いで、起る気流に対しすう気的な行動をおこさせること となるといえる。このようなシャーレーの中での歩行 は, 各階級のシロアリが前後に延々と続いているので, それぞれの速度は相互に干渉され、各階級とも同じ速度 となるけれども、兵蟻のみの集団では、職蟻のような歩 行は認めなかった,そして各兵蟻の歩行動作は鈍く,1 定方向の集団の動きは全くない, 1頭ずつによる歩行速 度において、兵蟻は職蟻よりも遅いことを明らかにし た。ここで両階級に現れる歩行速度の差異についてみる に、まず、兵蟻はコロニー内において、そのコロニーの 防護を職能とするのみであるけれども, 職蟻は食餌・水 の摂取および運搬をはじめ、巣の構築・清掃および、他 階級への給食とあらゆる職能を果すわけで, 時にはその 距離は 100m にもおよぶ, えさの摂取場所からえさを運 搬するといったように, 職蟻の積極的な行動が, 必然的 に歩行速度の差を生ずる結果になったものと 想像され る, また形態的面から兵蟻の頭部は体重の1/3を占め, 職 蟻の1/4に比し著しく頭部が重く、そのため兵蟻の歩行動 作は鈍いと思われる。

瀬戸内沿岸島嶼部におけるシロアリ事情雑記

松沢 寛*•杉山熊市**•真部才一***





第1図 瀬戸内海の島々(上:直島,下:女木島,男木島)一見美しい これらの島々にも、シロアリは陰然たる勢力を張っている。

はしがき

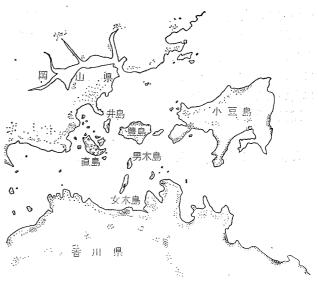
金波銀波の波静かなる瀬戸内海の沿岸部やその中に浮ぶ数多の島々は、国立公園の名そのままに、東西にその風光明媚を誇りつつ、平和に明け暮れているが、ここ瀬戸内海の沿岸部、島嶼部こそは、相当以前から、シロアリのあくなき暴害をもって知らるる地域でもあることは、いささか皮肉なことでもある。本邦におけるシロアリ研究のれい明期における諸文献をひもどいても、かかる往時の状況はきわめて明らかであり、今日、また、実際に私どもが、シロアリ研究の目的をもって現地に臨んでも、それらが決して単なる風評でもないことがわかるにちがいない。

たまたま、私どもは、数年前から、かような瀬戸内海 の沿岸部や島嶼部におけるシロアリ(ことにイエシロア リ)の、野放し状態の生活を中心として研究調査を続け てきたのであるが、思えばこの数年間は、私どもにとっ て,真に貴重なそして実り豊かな体験の時代であった。 以下に,これまでにえた資料の中から,若干をとり出し て,これらの地域のシロアリの事情をのべ,多少なりと も,同学の士の参考に供したいと思う。

1

瀬戸内海の大小さまざまな島嶼の中には、村や町のあるかなり大きな島もあれば、まったくの無人の小島も少くないが、何処から眺めても、たしかに美しい一幅の絵というほかはない。けれども、第1図のような、直島、女木島、男木島やその周辺の小島にしても、小豆島のような大きな島にしても、シロアリことにイエシロアリの陰然たる勢力が張りめぐらされており、岩石の下や古い樹木の切株等を根拠地として、四方八方に進田し、時に民家や地上構築物に向って、あくなき暴害がもたらされている。もちろん沿岸部にも、海岸の保安林、風致林その他の多くのシロアリの激発地があり、今それらをふくめてのシロアリ生息の概況をしめすと、第2図のようであって、私どもは、かかる情況に対して、何等かの原因を考えないではおれない。

さて,この地方は,もともと,その沿岸部,島嶼部を 問わず,ほとんど松ばかりの生育する地域で,無人の小



第2図 瀬戸内沿岸 島嶼部におけるイエシロアリ棲息の実態(点の粗 密は棲息の粗密を表わす。ヤマトシロアリは全域に棲息)

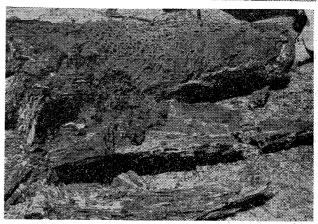
- * 香川大学教授·農博
- ** 三菱金属鉱業直島製煉所技師
- *** 高松市在住シロアリ研究家(香川大学松沢研究室 研究嘱託)



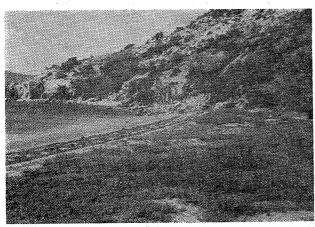


第3図 島嶼内疎林におけるイエシロアリ根拠地 (上:ウバメガシ老樹,下:松切株)





第5図 食害進行中の松材(上)と分巣化した松切株(下) (下図は樹皮を剝いだ状況を示す)







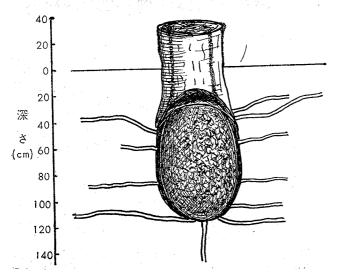


第6図 イエシロアリの分巣となった松切株 (上) と分巣 の断面 (下)

島でさえも、以前には、かなり大きな松が生えていた形跡があり、現在とはいささかことなった景観をもっていたらしいことが推測せられるのである。そこへもってきて、これらの地域の特殊性(人文地理的)から、それらの乱伐が次第にはなはだしくなり、また相次ぐ山火事や旧式銅製煉の際の煙害(亜硫酸ガスを含む)、時には風害や塩害等も手伝って、現在のような景観へ移行したものと考えられるが、そもそも、シロアリの激発は、そうした比較的近代の乱伐時代から始まったものであろうと推測されるのである。しかしてその後の山火事や煙害は、当時直接に地表を掩っていた小さい樹木まで焼き、あるいは枯らし、根部だけを地中にとどめる状態にまで追いこみ、シロアリの勢力拡大をいっそうに助長したものと考えられるのである。

こうした地域には、もちろん、ヤマトシロアリも処々 に生息するが、何といっても、やはり、イエシロアリの 勢力が強く、民家、公共建築物その他への侵入加害も、 はるかに後者の場合が多い。一口にいうと、たしかにこ の地方は、イエシロアリの都といった感である。

瀬戸内海の島々の山林中を歩くと、第3図のような松の切株や、時にウバメガシなどの老樹が、イエシロアリの根拠地となっているのをしばしば目撃するが、第4図のような、汀線付近の草地の中に数多く埋れている、きわめて古い切株さえも、強力な根拠地となり、随所に、第5-6図のようなイエシロアリの分巣や第7-8図のような本巣を見出すことができる。しかし、それらは、建築物中にある多くの場合とちがって、明らかに円みのつよい、楕円形または長楕円形であるが、もしくはドッシリしたダルマ形をしており、いかにも、何の束縛も受けずに発達した巣といった感がつよい。しかして巣を中心とした蟻道の配置も、きわめて巧みに行なわれているようであるが、按ずるに、それらはもともと、切株の支根を適当に利用して作ったものであろう。一般に、山林



第7図 松切株下に形成されたイエシロアリの巣と蟻道配置の一例

中での蟻道は、巣の付近では数10cm時には1m以上も深くなっていることもあるが、活動圏内の連絡蟻道は、普通地下20-30cmぐらいがもっとも多いようである。

しかして巣は、松その他の切株や、焼け残りの株をそのまま利用したものがもっとも多いが、時には岩盤や巨石の下に営巣されていることもあり、通常巣のまわりに、数本ないし十数本の蟻道を配しているが、巣の真下に、垂直に向う蟻道は、山林中ではきわめて深いようである。

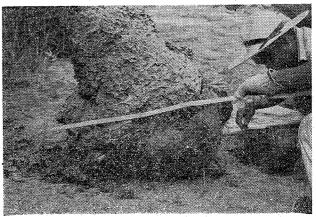
山林中で食害をうける,これらの地域の樹種は,もちろん,クロマツがとくに多いが,ヤマモモ,ヤシャブシ,ネズミザシ,ウバメガシ,サクラなどの生木も,しばしば甚だしい食入を受けており,ことに比較的巣に近い活動圏内での被害の頻度が高い。

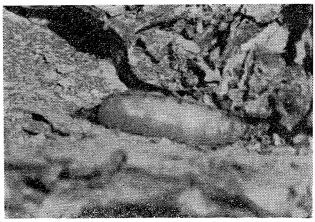
2

瀬戸内の沿岸部や島嶼部では,集落地帯では一般に,ヤマトシロアリ3-4割,イエシロアリ6-7割ぐらいであるか,もしくは両者おおむね半々,山林内では,ほとんどすべて,イエシロアリが活動している現況である。

山林内におけるイエシロアリの1群の活動圏は,野外自然の状態であるだけに,きわめて広い場合があるが,10a-20aぐらいのことが一般に多い。

今,山林内の,おおよそ巣の所在を 予想される 区 域 に,松材の誘蟻杭を任意の間隔をもって打ち込んでおく

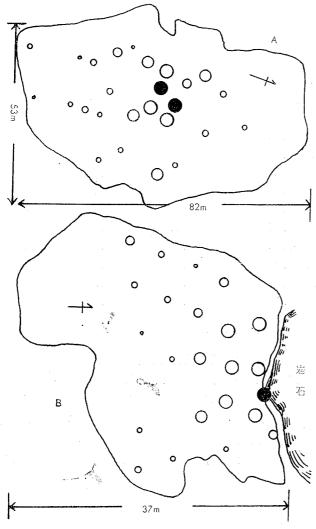




第8図 松切株下から掘り出した巨大なイエシロアリの本巣 (上)とその内部女王台上の女王(下)

と、その群の活動圏のおおよその大きさを知ることができるが、このような方法をとることによって、ササ、ススキやコシダに掩われた山林中でも、その誘蟻杭のシロアリによって食害される程度から、正確に巣の位置を推定することも可能である。

第9図は、こうした誘蟻杭打込法によって、活動圏の大きさと巣の位置関係を知るために行なった試験例であるが、シロアリによる食害度のもっとも高い誘蟻杭の付近において、目指す巣が発見される場合はきわめて多いものである。けれども、調査地付近に、もしも露出岩盤や巨大な石などが存在するような場合には、巣のみがやや距ったそれらの下に存在する場合もあって、それには、やはり、予め適切な状況判断が必要なように思われる。



第9図 イエシロアリの誘蟻杭食害度(白丸)と巣の位置 (黒丸)との関係

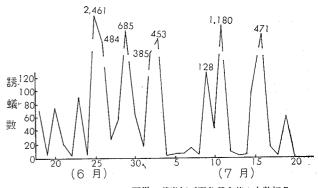
このような、誘蟻杭打込法による推定は、限られた杭の本数の場合には、対角線的に直交配置して打ちこむか、さらにそれらに、任意方向への補助線配置を加えるかすれば、大抵の平担な山林区域の場合には、十分間に合うように思われるが、やや勾配のつよい場所では、数層の扇状または鱗状配置か、もしくは同心円的配置の方

が適当であると思う。

このようにして調べた結果,私どもは,彼等の1群の活動圏がきわめて広いこと,巣の位置との関係が,かなりよく摑めることを知ったが,それと同時に,山林中のイエシロアリが,あたかも適当な食物に飢えているかのごとく,すごい勢いで誘蟻杭をかじることを知って驚いた。このことは,人類とシロアリとの対決が,今後益々深刻なものになっていくものであろうことを思い知らせるようであった。たしかに,野放し状態のまま生活している彼等は,まるで飢えたるもののように,私ども人類の側のスキをたえずうかがっているもののように思える。山裾から集落地への侵入は,まさに,彼等のナダレ込みであろう。

3

ところで、中国、四国地方における羽蟻の群飛時期は、ヤマトシロアリは、一般に4-5月とくに5月上中旬、イエシロアリでは、6-7月(若干は8月にも見られる)とくに6月下旬から7月上旬頃となっている。けれども、夥だしい数に上るシロアリの巣から、すべて一斉に羽蟻が脱出するものでもないし、1巣についていっても、その群飛が、ただ1回で終了するものでもないので、脱出時期の到来した高密度の棲息地帯では、相当に頻繁なシロアリの群飛が、相次いで起るものと推定される。そこで、私どもは、直島の山林中に螢光燈を設置して、それらの様子を探索してみた。その結果は、第10図および第1表のようで、はじめ予想した通り、きわめて頻繁複雑なものであることがわかった。まさに、シーズンの40日の間、2、3日おきには、どこかで群飛が起っているといった現状なのである。



第10図 イエシロアリ羽蟻の螢光灯(青色螢3基+白熱灯7 基)への飛来実態(昭35,於直島)

もしも、われわれが、そうした事実をまったく知らないで、別段打つべき手も打たないでいるとすれば、一体、将来はどんなことになるものであろうか?少なくとも、シロアリの群飛が、将来の女王、王になるべき、生殖のための雌雄成虫の出会いであるからには、彼等の種族の勢力が、現状で止まるはずのものでは決してあるまい。思えば、戦慄に価する実態である。

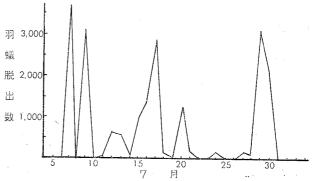
第1表 山林内におけるイエシロアリ羽蟻の群飛状態 (於 直島,青色螢光燈24燈,白色螢光燈4燈設置)

灯	昭	37	昭	38	/	考
No.	飛来期間	ピーク	飛来期間	ピーク	備	K
1	6.26-7.24	7.4	6.22-7.30	7.4	ピークの頻	连 (四37)
2	7. 1—7.15	7.4	6.22-7.30	6.24	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	Σ (FIGOL)
3	6.26-7.23	7.4	6.22-7.20	7.9	(日時)	 (頻度)
4	6.26-7.25	7.7	6.22-7.19	7.9	6.25	1
5	6.24-7.23	7.7	6.23-7.25	7.19	6.26	1
6	7. 1—7.25	7.4	6.22-7.25	7.9	6.29	2
7	6.27—7.17	7.1	6.22-7.25	7.9	6.30	1
8	6.29-7.25	7.4	6.22 - 7.25	7.7	7.1	5
9	6.26-7.17	7.4	6.22-7.30	7.6	7.4	12
10	6.18-7.25	7.4	6.22-7.30	7.7	7.7	10
11	6.18-7.25	7.4	6.28-7.30	7.6	7.10	2
12	6.24-7.28	7.4	6.28-7.30	7.4	7.24	1
13	6.24-7.26	7.4	6.20-7.30	6.22, 7.4		1
14	6.18-7.30	6.25, 6.29, 7.1	6.20-7.19	6.25, 6.28	ピークの頻	度(昭38)
15	6.18-7.30	7.7	6.23-7.19	6.23		
16	6.18-7.30	7.10	6.20-7.19	6.22, 6.28	(日時)	(頻度)
17	6.18-7.29	7.7, 7.24	6.20 - 7.25	6.23	6.21	1
18	6.26-7.29	7.4	6.20-7.30	6.28, 7.4	6,22	. 4
19	6.18-7.26	7.4	6.20 - 7.25	6.28	6.23	2
20	6.26-7.26	7.1	6.20-7.30	6.22	6.24	2
21	6.17-7.28	7.7, 7.10	6.21-7.16	6.22	6.25	1
22	6.17—7.25	6.29, 7.1, 7.7	6.21—7.17	6.28	6.28	7
23	6.26-7.21	7.7	6.21-7.25	6.21, 7.7	7.4	5
24	6.24-7.23	6.30	6.28-7.25	7.16	7.6	2
25	6.17-7.15	7.7	6.21 - 7.25	7.4	7.7	3
26	6.17-7.29	7.7	6.21-7.25	6.24	7.9	4
27	6.26-6.30	6.26, 7.1	6.22-7.16	6.28	7.16	1
28	6.26-7.29	7.7	6.21-7.25	6.28	7.19	1.

1個のシロアリの巣からの羽蟻の群飛が、普通ただ1 回に止まらないで2,3回時には数回にもわたること は、すでによく知られたことであるが、このことは、第 1表の成績の中にも、それを裏書きするような事実が見 出だされる。しかし、いっそうはっきりしたこれらの実 情を確認するために, 私どもは, 予め用意したケージの 中にイエシロアリの巣をかこい, 羽蟻の脱出を調査して みた (実際には、かこった年には脱出が見られずに、そ の翌年にさかんな羽蟻の脱出が見られた)。その結果は, 第11図のようで、総数20,577頭にのぼる羽嶬は、4つの 顕著なピークと、2つの小さなピークを作って、約25日 にわたって脱出した。これは徹底的な脱出数調査による ものであるが、私どもが別途に行なった他の10数例の調 査結果と比較して考えてみても, イエシロアリの羽蟻脱 出の一つのモデルと考えてもさしつかえないように思 5。

シロアリの羽蟻の脱出数やその回数は, もちろん巣の 大きさと深い関係があると思われる。

もし、すでに示した第8図のような、横周2m余りにも及ぶような巨大な巣について、われわれが、その羽壌の脱出数やそれらの脱出回数を調べたとすれば、第11図の成績などよりも、いっそう複雑な様相が見られたかも



第11図 イエシロアリ羽蟻の群飛調査成績の一例(昭37, 於直島)

知れない。

ところで、ヤマトシロアリの羽蟻の群飛は、すでにのべたように、この地方では大体5月であるが、いま瀬戸内地域での実際の調査成績の1例を示すと、第2表のようである。

第2表 瀬戸内地方におけるヤマトシロアリの 羽蟻群飛時期 (1961)

時			期	件	数*
4		上			2
	//	中	旬		4
	//	下	旬		8
5	月	上	旬	2	23
	//	中	旬	2	21
	//	下	旬	-	11
6	月	上	旬		5

* 3地区 451 戸を調査対象とする。

一般に瀬戸内地方では、5月上中旬においてヤマトシロアリの群飛の頻度がもっとも高く、年による変動もそれほど大きくない。ヤマトシロアリの羽蟻の脱出も、イエシロアリと同様に、決して1回に止まるものではないことは、周知のことであるが、ここでは、それらの成績は省略する。

4

シロアリの羽蟻が、一般に光に対して、すこぶる顕著な陽性の走光性(光源の方向に向って反応すること)を発揮することは、周知のことであるが、多くの光に集まる昆虫と同様に、シロアリも、螢光燈に対していっそう顕著な反応を示すことも、最近はよくわかってきている。前記の直島を舞台にして、私どもが、これまで行なってきた試験成績の1部を示すと、第12図および第3表のようで、一般的には自熱燈などよりも、たとえば青色螢光燈や白色螢光燈の方が、シロアリ羽蟻に対する誘引力がいっそうつよいように思われる。

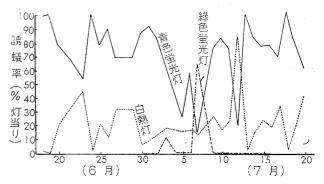
青色と白色の螢光燈では,第3表では一応白色螢光燈の方が,青色のものよりもいっそうつよい誘引力を示す成績となっているが,飛来するシロアリの羽蟻の数は,光源と巣との位置関係によっても,ずいぶん変動があると考えられるから,このような成績から,直ちに決定的なことを云い切ってしまうことは穏当ではあるまい。しかし,それらと白熱燈との間では1,2問題はあるようであるが,資料を通覧して,かなりな違いを認めざるをえない。

なお、この試験に用いたケミカル・ランプというのは、本来は特殊な目的に使用する短波長(3,600Å内外)の螢光管であるが(青白い光を放つ)、一般の光によく集まる昆虫類の多くは、青色螢光燈と同等もしくはそれ以

上に顕著に反応する傾向がある。しかし、イエシロアリの羽蟻のそれに対する反応を、一般の蛾類や甲虫類などと同様な眼で、見るべきであるかどうかは、試験が不十分であるので今のところはよくわからない。

しかしながら、とに角、シロアリ(羽蟻)の防除の一 策として、今さしあたり螢光燈を設置するというなら ば、白色もしくは青色の螢光燈はたしかに有効なもので あって、その点ではまず、現在のところ、その右に出る ものはあるまい(一説によると、イエシロアリに対して は藍色螢光燈がもっとも有効という)。

シロアリの防除の目的で、特別に螢光誘蟻燈を設置するなどという手段は、通常は殆んどその必要はないであろう。しかしながら、イエシロアリに対して、その巣を撲滅する作業と平行して、補助的手段としてでも、常時こうしたやり方をなさざるをえない処が、現に瀬戸内海の島嶼部に存在するということは、シロアリに関心をもつわれわれの一応記憶せねばならないところであろう。私どもが、以上にしばしばのべた香川県の直島もそのよい例である。



第12図 3種光源のイエシロアリ羽蟻誘蟻率比較(昭35、於直島)

5

瀬戸内の沿岸、島嶼部では、近年船の往来もきわめて 頻繁であり、海に面したいろいろな施設も年を追って増 えつつある。しかしながら、一方では、わずか2、3年 もしくは数年にして危険状態になったり、使用不能に立 至ったりする物件も多く,シロアリに対する身構えなし にはまったくそれらの浪費をさけられない状態である。 島内住宅地の軒なみの被害はもとより,神社,鳥居,寺 院、電柱、海底ケーブル導入口、海岸保安林、沿線鉄道 枕木などと,シロアリによる被害は実に莫大である。私 どもは、現に、新築後7、8年にして危険状態におちい った海岸部の神社も目撃している。シロアリの被害がも とで、台風時に年々その倒伏数をます海岸保安林も知っ ている。そうして、もうこのあたりで、何とかこの地域 のシロアリに対して、積極的な攻勢に出らなければなら ないと考えている。そのためには、巣の徹底的な除去作 業, 切株の合理的な処置, 被害部の科学的処置などはも とより,補助的な防除手段も巧みにとり入れて,綜合的

第3表 光源別(同一地点に設置)イエシロアリ羽蟻誘殺数(昭36,於直島)

地点		A	.			В			С			D	
光 源 点燈期間	白熱	白螢	青螢	ケミカル・	白熱	白螢	青螢	白螢	青螢	ケミカル	白熱	白螢	青螢
5.31-6.10	0	2	4		0	0	0	0	. 0	_	0	1	3
6.11-6.20	8	9	12	_	13	7	4	11	22		4	39	34
6.21-6.30	14	147	82	_	2	35	0	957	850		306	1, 194	680
7.1 —7.10	71	31	<u> </u>	78	31	76	33	45		167	10	17	97
7.11-7.20	1	1		2	8	19	1	1		0	0	1	2
7.21—7.23	1	2		0	1	15	0	1		1	0	1	0

なシロアリ対策を講ずべきであろうと考えている。発生 区域に殺虫剤を施用すればよかろうというぐらいの生や さしい現実ではないことを,あえてここに付言しておき たい。

おわりに

以上,私どもは,過去数年の体験をもとにして,瀬戸 内地方のシロアリ事情につき,その片鱗を紹介したが, もとより研究調査の不備により、十分のべえなかった点 やふれえなかった点も少くない。しかし,私どもは,今 後もなお引きつずいて研究調査を続行し、それらの不備を補い、将来、いささかでも、これらの地方のシロアリ対策に貢献したい考えである。大方の御教導をおねがいしたい。

筆をおくにあたって、常々御指導、御援助をいただいている、宮崎大学中島教授および清水助教授、慶応大学森教授、九州大学安松教授および平嶋助教授、農林省林業試験場監野博士および森本博士、香川大学(農学部)岡本教官等の諸氏に対して深く感謝する。

腐朽と白蟻の被害についての一般の認識

細 川 哲 郎*

木造建築物が燃えやすいことは誰でも知っているが, 腐朽や蟻害を受けやすいということは,一般人は余り認 識を持っていないようである。このため建築物の腐朽や 白蟻に対する対策がたてにくく多額の国家財産をいたず らに損失せしめている感がある。

米を常食とする日本人が案外米食の欠陥を知らないと同じで、余り身近かにあるためにかえって(木造)建築物の腐朽や白蟻による被害を認識していないようである。白蟻多発地帯である和歌山、香川、愛媛、山口県あたりで経験したことであるが、一般住宅調査に行くと「自分の家の風呂場にも物置きにも三年程前から白蟻がいますよ」と平然と云うのである。それでいて被害の恐ろしさを全然認識していないのである。確かに腐朽や白蟻による被害は火災による被害のように一度に出るものではなくじわじわと来ることが多いので、一般人が余り驚異に感じないのも無理からぬことかもしれない。しかし白蟻の被害が原因で起っ人命事故も多々報告されている

し、特に地盤や風水害のとき崩壌した家屋を調べると自 蟻の被害を受けているケースが多いと云われている。し かしいずれにしても一般人の認識がない以上何等かの対 策を構じる必要がある。一般人に白蟻の被害の恐ろしさ を認識させることが難しいとするなら、建築施行令のよ うな形で少くとも新築あるいは増改築するときには、防 腐、防蟻処理を十分行なうべき規定を設ける必要がある のではなかろうか。

既設建築物の白蟻駆除工事を頼んで来るような人は必ずと云ってよい程「これから新築するときは,予防処理を頼みますよ。被害が出て駆除,予防工事をすると被害 箇所の補修があるため,非常に費用がかかるだけではなく十分な処理もできないようですから」,のように云っている。

新築時の防腐防蟻処理を一般人に徹底させるには,法 律で規定すること以外に誰にでも簡単に処理できるよう な方向に持って行くべきであろう。

^{*} 武田薬品工業KK 化学品業務部開発課

近畿支部だより

当支部の昭和38年度の活動方針は、昨年度に引続き

- 1. シロアリ被害の恐しさ及びその対策並びに当協議会の存在を一般に認識させる。
- 2. 支部の組織の拡充を図る。

の2点に重点を置いて運営されました。

なお、特に今年度は本部において防除士制度を発表されましたので、支部会員の業界の方々に出来得る限り多数 資格を取得していただくように努力を払いました。

その結果資格認定申請者は39名(39年4月現在)に及び一応初期の目的を達したものと考えています。

このように当支部も発足後3年を経過し、次第に拡充されつつあることは誠に喜ばしいことで、今後も皆様の御協力を得てより一層発展するよう努力を重ねて行きたいと思います。

次に,この一年間に行いました主なる事業を振返って みたいと思います。

①. 38年5~7月

37年度に作成しましたパンフレットの残部が少くなりましたのと、その内容も貧弱であったのを充実することを目標にして新しいものを作成し、配付しました。作成部数は2万部で、内容についても宮崎大学の中島先生や京都大学木材研究所の西本先生等より戴いた貴重な原稿や、37年に当支部で調査した近畿地方のシロフリ被害区域図なども登載し、30ページ近くの相当充実したものができ上りました。

このパンフレットは岡山大会の席上でも参会者の方々 に配付しましたので御存知の方も多いと思います。

②. 38年8月22日 防除士制度懇談会

本部より発表された、防除士制度について、支部内の 周知徹底を図ること及び意見を伺うために、業界の方 々及び京大西本・大阪府大伊藤両先生を招いて、意見 を伺い、その結果をまとめて本部に対し当支部として の意見を提出しました。(大阪府職員会館)

③. 38年10月23日 支部通常総会

大阪駅西口(貸切バス)→京都大学木材研究所→黄檗宗大本山万福寺(総会・懇親会)→名神高速道路→大阪駅(解散)の順序で開催しました。

まず京都大学木材研究所では西本研究室でイエシロアリの飼育・各種木材腐朽菌のばい養・防腐剤の研究状況等を拝見し、非常に有意義でした。また万福寺では異国情緒豊かな禅寺で総会を持ち、更に普茶料理で懇親を深め境内を拝観し、楽しい時を過しました。

④. 38年12月23日 支部理事会

防除士制度が具体的に決定されたので、これの徹底を主な目標として開催し、終了後忘年会を兼ねて会食しました。なお、この際本部の重要事業である薬剤認定・仕様書制定・防除士認定等について、本部規約に明確な表現がなされていないので、明確に表現してもらってはどうかとの意見が出され、満場一致で議決されたので、39年1月に、その旨を本部に申し入れました。(国際ホテル)

⑤. 39年3月

大阪府立大学農学部の伊藤修四郎先生(当支部理事) が渡沖されるので沖縄におけるシロアリ被害の調査・ 資料や標本の採集等をお願いしました。この結果は先 生の報告がまとまり次第発表していただく予定です。

(文責 事務局 森 堅)



愛媛県支部のうごき

愛媛県においては、県下全域にわたりシロアリが生息し、その被害も年々増大している傾向にあるので、これが予防及び駆除対策を講ずる必要を痛感し昭和35年以来毎年県下においてシロアリの生息及び被害並びに予防剤の効力試験を実施しましたが、その結果は、次のとおりで、本県においては、この資料に基づき昭和39年度において予防駆除の指導費としてその経費を県予算に計上し、更に全日本しろあり対策協議会愛媛県支部と協力して予防・駆除の対策を講ずることにしておきます。

記

1. 試験ぐいによる試験の実施

別紙「試験くいによるシロアリの生息被害及び予防剤の効力試験実施計画」に基づき、昭和36年8月~10月に打込み、昭和38年12月引抜き試験を実施した。

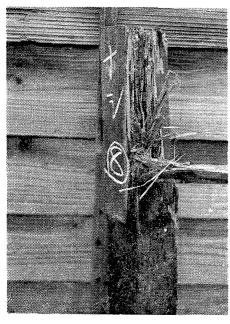
2. 試験の結果

試験くいによる結果の別表のとおりである。

3. 一般所見

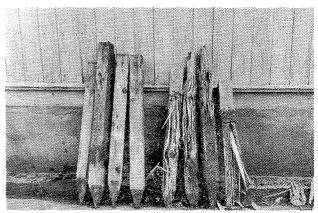
試験くいの引抜後において調査した結果によると無処理材は50%~100%がシロアリの被害と同程度の腐朽が確認されたが薬剤処理材は一部に局部的に軽微な被害を認められたが100%近い好成績であった。

特に、県下南部においては、無処理材の 100%に、イエシロアリの被害を受けており、その他の地域のほとんどがヤマトシロアリの被害を受けていた。



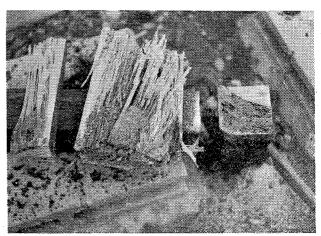
無処理材

以上の観点から今後本県におけるシロアリの予防・駆除対策として構法と管理も必要であるが木造建築物の新築・既存をとわず予防剤処理による措置を積極的に推進しシロアリの種別、生息、地域等を考慮しこれに応じた適切妥当な対策が必要である。

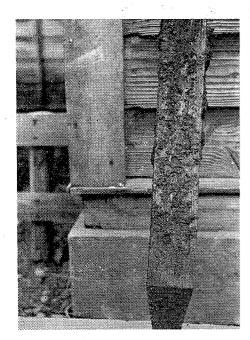


薬剤処理材 無処理材 イエシロアリによる被害 (愛媛県南部打込のもの)





被 害 材



被害材

試験くいによるシロアリの生息被害及び予防剤の効力試験実施計画

1. くいの土中打込み試験

1)予防剤の効力試験

野外において各種予防剤の効力をすみやかに得るため県下で適当な地域を選び木造建築物に利用度の高い 松又は杉の角材(二等品以上のもの)に予防剤二回塗 布したものを土中に打込み短期間に予防剤の効力を検 定するものとする。

2)シロアリの生息及び被害試験

シロアリの生息及び被害の状況を短期間に調査する ため試験 くいを土中 に打込み試験 を行 なうものとす る。

2. 試験期間

この試験は昭和36年8,9月中に試験場所を選定,試験くいをそれぞれ土中に打込み翌年1月中に中間検査を行ない8月をもって結果をまとめるものとする。

3. 試験場所

御莊 宇和島 大洲 松山 今治 西条 三島

4. 供試薬剤

アリアンチ (予防剤)三 共 K Kアリノン (〃)山宗化学KK

5. 試験くい

試験くいは松材で9センチメートル角材,長さ80センチメートルのものに1回の塗布量200cc/m²以上を木材表面に薬液がむらなく附着するよう塗布するものとする。

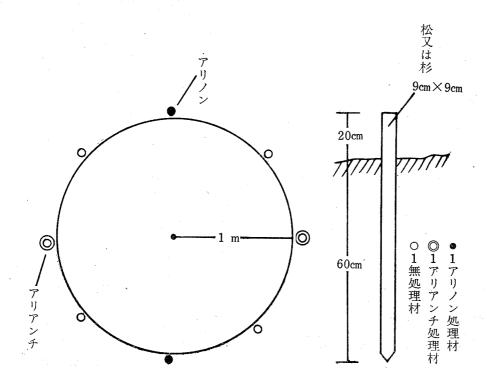
6. 試験方法

試験はくいの打込方法とし次の図に示す方法によりくいの先端を円錘形に削り60センチメートルを土中に打ち込み、上部20センチメートルを露出させる。

なお、試験くいの打込みは、予防剤使用材と無処理材を交互に打ち込むものとする。

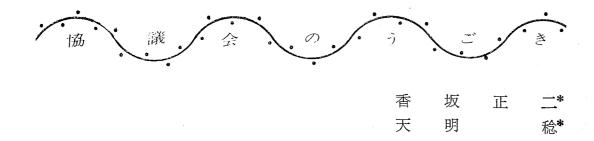
7. 試験の結果

中間試験では打ち込んだ試験くいを静かに抜きとり白 ありの食害の有無,腐朽の状況を入念に調査観察するこ と。



試験ぐいによるショフリの生息被害及び予防剤の効力試験結果表

管理不十分で結果を見ることができなかった	管る																I			で結果を きなかった	管理不十分で結果を見ることができなかった		9 色	*
	ッちなら	1全部にイェシ)食害痕が認め 打込箇所には 1 られ なかっ	全食打ら部割込み	無 の の が が が が が が が が が が が が が	置い当ってれ	大人ないない。 はイインは、 では、 のと、 であった。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でい	にの地区は, 水が で浦水面が高くイー ロフリの生息は不道 であるが, ヤマトン フリの生息には返 であるが, ヤマトン フリの生息には適し おり食害損が認めら	~ .1.1. \ 1	と良すり イグ全の モダ部被	試験杭ー本にイェシェ アリの食害痕がありる。	渡りの 7 函数 2 他 2 中 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年	にの地方はショフリの 生息地であるが埋立地 で営巣の機会が少なか。 こたもの	ンる会口が必	当年まる。	と生でって思想な	杭の上端まで常水面が、 あるが一部にヤマトッケロアリの幼虫も生息して ており部分的に軽微な、 食害痕を残している	でに虫的した。	5 次 一部 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	枕あって食				害状況	梭
//		0		0	0	•	- 1	0		0		0		0	*	0	*	0	<u> </u>	*	*	7	チ処理材	
		0		0 //	0		軽微	0		0		軽徼	,	0	•	0	•	0	•		*	-	アリアン	
				*	>			*		>		>		>					•			7	加加加	畔
	*			:						(1		, ,		1		1	:	:	•		`	禁
				0 //	0		0	軽微		0	*	軽微		0	*	軽微	*	軽機	*				7117	9
"	-	0	// %	// 100%	0		%0 "	10%		20%		20%	\	0	*	0	•	*	*		-	4		礟
		0	<i>%</i>	// 100%	0	*	<i>"</i> 50%	10%	-	20%		20%	*	0	*	20 //	•	*	•	*		ಣ	無心祖々	掘
		0	<i>"</i>	// 100%	0	*	%05 //	10%		%02		20%	*	0	*	100%	*	軽微	•	*		73	1. Eft. 1.2	
		0	<i>%</i> 0	// 100%	0		// 100%	20%	C4	100%	1 //	40%	*	0	•	100%	*	100%	*	腐朽程度	食害程度	Н		
常水面は低い		71 17	低いる	常水面低いと	<u>ب</u>	46	杭の上端近、第水画		t低い	常水面は低い	캔	ے	面は低い	常水面	-	で常水面	多が	杭の上端ま	 抗の	、ドバタ	常水面低いと	右	404	院
凶	andres de V. 1 700			政		אחג	K		悝	籼			圏	和			ΠX	\forall			政	\$	東は、	S 次
2单				乾	****		隙		濧	籼			熈	丰				阅			乾	阅	刺	門近(
砂利と粘土		#	砂利と粘土	多		粘土	砂利と粘土		+	垛		***************************************	型	金			砂と砂利	砂と		松上	砂利と粘土	阿	+	れ込鉢
道路まで50m建築物まで10m		建築物	で100m m	路で37	9年 上京	建築物	道路まで60m建築物 で2 m	346	1建築	:で70m建築物	道路まで2m	建築物ま	50m建	۴	道路ま. で50m	建築物		まで100m 5 m	割ま器	で60m建築物ま	道路まで60m で2 m	1	一般環境	1
昭和 38. 12. 25		. 23	38. 12.	昭和	2	12. 17	昭和 38.	24	12.	昭和 38.	昭	. 18	3. 12.	昭和 38.	H	. 13	3. 12.	昭和 38.		12. 16	昭和 38.		検査年月日	極
昭和 36. 10. 18		6 .	36. 9.	昭和		9.8	昭和 36.	9	9.	昭和 36.	品		36. 9.	昭和 3	111.	. 31	36. 8.	昭和 3		8. 30	昭和 36.	-	打込年月日	1
大洲市西山极市立大洲南中学校		1字和部御荘町 御荘小学校	哲部 在小学	压 小色		小小	西条市大町西条南中学校	指核——	を 事 子 学 子	字和島市妙興寺町 市立宇和島小学校	字市	ile vi	沿市日吉 日吉中学校	今治: 市立日:	TL.	茶 核	计计	松山市古三津 市立宮前小学校	•	伊予三島市 2三島高等学校	伊子三 県立三島高		打込場所	1, €



◆理事会などの会議開催

第21回理事会

日 時 昭和38年6月11日(火)午後2時

場 所 半蔵門会館会議室

議 題 1. 第6回全国大会の諸行事について

- 2. しろあり防除施工業者の指定基準について
- 3. その他,昭和38年度事業計画,予算案 (概算)外

用語集編集委員会

日 時 昭和38年6月15日(月)午前10時

場 所 半蔵門会館会議室

薬剤認定委員会

日 時 昭和38年7月5日(金)午後3時

場 所 半蔵門会館会議室

議 題 認定申込5品目審議

第22回理事会

日 時 昭和38年7月12日(金)午後2時

場 所 半蔵門会館会議室

議 題 1. 「しろあり」防除施工士(仮称) 定(案)

- 2. 役員の改選案について
- 3. 薬剤認定について

第23回理事会

日 時 昭和38年7月30日(火)午後2時

場 所 半蔵門会館会議室

議 題 1. 「しろあり」防除施工士(仮称)規定案

- 2. 役員改選案について
- 3. 規約改正案について
- 4. 昭和37年度決算案並びに同38年度事業計画,同年予算案について
- 5. その他(第6回全国大会の運営)

しろあり対策講演会(岡山県建築士会共催)

日 時 昭和38年8月7日(水)午後1~5時

場 所 岡山県中央労働会館3階大ホール

演 題 1. 建築基準法改正について

- 2. 私たちの生活と「しろあり」
- 3. 「しろあり」対策
- 4. 映画「しろあり」外

第6回しろあり対策全国大会

昭和38年8月8~9日,岡山県児島市

詳細は、別掲の「全国大会のあらまし」

第1回役員会(理事,評議員)

日 時 昭和38年10月4日(月)午後2時

場 所 都市計画協会

議 題 1. 第6回しろあり対策全国大会の経過報 告について

- 2. 「しろあり」防除施工士(仮称)規定 (案)について
- 3. 事務所の移転について
- 4. その他
 - (1) 機関誌及び用語集の発刊
 - (2) 研究会等の開催
 - (3) 新規賛助会員の入会について
 - (4) 選出役員(第6回大会)の承諾状 況について

薬剤認定委員会

日 時 昭和38年10月28日(月)

場 所 日本住宅協会会議室

第24回理事会

日 時 昭和38年11月11日(月)午後2時

場 所 日本住宅協会々議室

議 題 1. 「しろあり」防除施工士規定の実施準 備について

- 2. 「しろあり」防除薬剤の認定取扱について
- 3. 「しろあり」防除薬剤認定申込受理の 経過報告について

第1回防除士検定委員会

日 時 昭和38年11月19日(火)午前10時

場 所 日本住宅協会会議室

議 題 1. 防除士認定申込について

- 2. 防除士の登録について
- # 申込書及び同案内書について
- 4. // 申込受付等の事務委託

第2回防除士検定委員会

日 時 昭和38年12月10日(火)午後2時

* 常務理事

場 所 日本住宅協会会議室

議 題 1. 防除士資格検定に関する講習会テキストの編集について

2. 防除士資格認定申込関係書類について

第25回理事会

日 時 昭和38年12月11日(月)午後5.30~7.30 場 所 日本住宅公団九段分室

議 題 1. 「しろあり」防除施工士資格認定申込 受付について

- 2. 同上受付事務について
- 3. 「しろあり」防除施工士に関する講習 会開催について

(講習会用テキスト等に使用する, しろあ

第3回防除士検定委員会

日 時 昭和39年2月7日(金)午後2時

場 所 日本住宅協会々議室

議 題 しろあり防除「ダイヂエスト」編集につい て り関係の図書)

第26回理事会

日 時 昭和39年3月27日(金)午後2時

場 所 虎ノ門ベーカリー会議室

議 題 1. 第7回しろあり対策全国大会の開催に ついて

- 2. 昭和38年度収入支出予算の決算について
- 3. 昭和39年度事業計画及び予算案について
- 4. 規約の一部改正案について
- 5. 機関誌第3号の刊行について
- 6. しろあり防除ダイデェストの刊行について
- 7. しろあり防除講習会の開催について
- 8. 役員の改選案について
- 9. しろあり防除施工士の認定申込状況に ついて (常務理事)



事務所移転のお知らせ

本協議会の事務所は、永らく東京都中央区銀座、三共 ビル内に設置されていましたが、今回、社団法人日本住 宅協会の厚意により、同協会内に昭和38年11月1日に移 転し事務を開始しておりますから、お知らせします。

なお、会長(大村氏)並びに、常務理事(香坂氏)は 常時おられますから、事務の円滑化が図られておりま す。 事務所移転先

港区芝虎/門8,虎/門実業会館7階 社団法人 日本住宅協会内 電話 (501) 3568番

しろあり防除施工士規定の実施

第6回全国大会(昭和38年8月8日)において,標記 規定について,研究が行われ内容の再検討と実施を急が れていたので以降理事会で充分検討審議を行い「しろあ り」防除施工土規定並びに同細則を昭和38年12月1日か ら実施した,これによって,全国各地において,「しろ あり」防除施工に従事している当協議会々員の資格認定 を(同規定附則1,2,に基いて)行うことに決定,こ の認定申込受付を,昭和39年1月から開始されたのであ る。受付事務は,支部及び,建築行政協会各支部へ事務 委託がなされた。

以下, 申込に関することをお知らせします。

- (1) 申込手続
- イ 受付期間 第1次 昭和39. 1. 1~39. 2. 29 第2次 // 39. 4. 1~39. 4. 30
- ロ 受付場所 本部,福岡,愛媛,近畿,鹿児島の4 支部,これら府県以外の建築行政協会 各支部(大阪市,名古屋市支部除く。)
- ハ 申込方法 申込書2通に所定の手数料を添附する。
- (2) 認定合否結果 昭和39年7月31日までに通知する
- (3) 認定合格者の登録

認定合格者には、合格通知文書の日付から6箇月間 に限り「しろあり」防除施工士名簿への登録受付を行 い登録証書及び同証明書を発行する。

(4) その他、申込資格並びに手数料等については、規定及び同細則を参照のこと。

「しろあり」防除施工士規定

(全日本しろあり対策協議会)

第1章 総 則

第1条 目的

この規定は、「しろあり」の防除施工を行なう技術者の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって「しろあり」防除施工の確実性と安全性を確保し、防除の万全を期することを目的とする。

第2条 定議

この規定で「しろあり」防除施工士(以下「防除士」という)とは、全日本しろあり対策協議会(以下「協議会」という)の会員であって、第4条による防除としての資格取得者で、「しろあり」の予防、または駆除の業務を行なう者をいう。

この規定で、予防または駆除とは、協議会木造建築物の「しろあり」防除処理仕様書に準じて行なう工事とする。

第3条 業務

防除士は、その学識と経験に基づいて「しろあり」 の予防または駆除の工事を確実に安全に行なうものと する。

第4条 資格の取得

協議会が実施する防除士の資格検定試験に合格し, 別に定める手数料を納付した者は,協議会長これを認 証し,協議会の防除士名簿に登録する。

第5条 資格の喪失

防除士が、次の各項に該当した場合には、協議会長は、理事会の議を経てその資格を取消す。

- 1. 会員の資格を失なったとき。
- 2. 業務に不正実な行為を行なったとき。
- 3. その他ふさわしくない行為を行なったとき。 第2章 資格検定試験

第6条 資格検定試験

防除土の資格検定試験(以下「検定試験」という) は,第3条に掲げる業務上必要な知識,技能につき, 原則として毎年一定時期に一回行なう。

第7条 受験資格

検定試験の受験資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1. 次の大学または学校を卒業して,施工に関して2 年以上の実務経験を有する者とする。
 - ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学
 - ② 旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学
 - ③ 旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校
- 2. 次の学校を卒業して,施工に関して4年以上の実 務経験を有する者とする。
 - ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等 学校
 - ② 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中 学校卒業程度を入学資格とする修業年限3年以上 の教育を行なう各種学校
- 3. 次の学校を卒業して,施工に関して6年以上の実 務経験を有する者とする。
 - ① 国民学校初等科修了程度を入学資格とし、修業 年限を5年とする旧中等学校令(昭和18年刺令第 36号)による学校
 - ② 国民学校高等科卒業程度を入学資格とし、修業 年限3年(ただし夜間は4年以上)とする旧中等 学校令(昭和18年勅令第36号)による学校
- 4. 防除施工に関し、10年以上の実務経験を有する者

で、資格検定委員会において前各号と同等と認められた者。

第3章 防除士資格検定委員会

第8条 防除士資格検定委員会

資格検定委員会は,資格検定試験に関する事務及び 資格認定に関する事務を処理する。

第9条 防除士資格検定委員会の組識

資格検定委員会は、15人以内をもって組識し、委員 は理事会の議を経て協議会長が委嘱する。

委員長は,委員の互選によって定め,会務を総理するものとする。

第10条 防除士は、協議会が発行する証明書を携行し、 要求があった場合には提示するものとする。

附 則

1. 資格認定

防除士の資格の認定は,この規定実施の日から起算して6ヵ月間に限り,試験によらないで選考により認定することができる。

2. 資格認定基準

防除士の資格認定基準は、次の基準以上とする。

- (1) しろあり防除施工経験年数 5年以上 (経験年数は、納税証明書その他これに類する ものによって判定する。)
- (2) 最近 3 ヵ年間の平均防除建築物の施工 面積 が 5,000平方メートル (1,500坪) 以上 (建築物の施工面積については、詳細を明記する。)
- 3. この規定は、昭和38年12月1日から実施する。 「しろあり」防除施工士規定細則
- 1. 資格検定試験実施
 - (1) 資格検定試験を受けようとする者は、資格検定 委員会の定める書類に受験料を添付して、一定の 期間内に協議会に申込みをしなければならない。
 - (2) 資格検定試験は、次の事項について筆記試験を行なう。
 - イ. 「しろあり」に関する知識
 - 口. 「しろあり」防除薬剤に関する知識
 - ハ. 「しろあり」防除処理仕様書に関する知識
 - ニ. 「しろあり」防除処理施工に関する技能
 - ホ. 建築に関する知識
 - (3) 資格検定委員会は、受験者に対して、資格の認定を行なう。
 - (4) 資格検定試験等の手数料は、次のとおりとする。

資格検定試験手数料

3,000円

資格認定手数料

3,000円

登録手数料

10,000円

登録は、3ヵ年に1回更新を行ない、更新手数料は、2,000円とする。

- (5) 資格検定試験等を受けるに必要な事項は、申込締切日の3ヵ月前に会員に通知する。
- 2. 資格検定委員会の運営
 - (1) 資格検定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
 - (2) 受験資格の認定及び試験の合否は、出席委員が 行なう無記名投票の3分の2以上をもって決定す る。
 - (3) 資格検定委員会は、試験の事務に関し、臨時に 試験委員を委嘱することができる。
- 3. この規定細則は、昭和38年12月1日から実施する。

(資料 1)

「しろあり」防除施工士資格認定由込む

交 集 塩 安原又····· 曼拉尔月日 申其委 身

(株式 No.1)

私は貴会規定の助除施工土資格認定を受けたいので中込みをいたします。私は以下に記載した事項が真実であり正確で あることを誓います。

昭和 年 月 | 全日本しろあり対策協議会を験

					,F.	85		(B (E)		P
K &					f armin	1			ift Si	# · · *
現住所								·g:		(15.)
# 15	•									
助拐先 华 路 (小	学校学署技。	現在まで受け	た教育について記	載 のこと)	·			18 3 E	C)	<u>.</u>
4.	校	- 6	1 1	a	探光年間	15	fi.	32.	*******	192 (14)
									1	
			I		1					_

(資料 2)

(模式 No. 2)

「しろあり」防除施工士登録申込書

ぶは「しのあり」防除施工士の登録を受けたいので国籍謄本(沙本)を添え申込みします。

昭和 年 月 日

.

成 第
東京日

成 6 所

<th

(資料 3)

(技式 No. 3)

哲 約 告

私は「しろあり」防除施工土建録の上は下記の事項を遵守することを督わいたします。

昭和 年 月 月

狂蘇申込者氏名

:

全日本しろあり対策協議会長股

「しるあり」防除施工に関してはすべて全日本しるあり対策協議会未遊建築物の「しろあり」防除処理仕機関を遵守し、必ずこれに基づいて施工すること。

2. 「しろあり」助除のために使用する緊痛はすべて全日本しろあり対策協議会の認定したものを使用すること。

「しろあり」防除施工士資格認定申込案内

全日本しろあり対策協議会

(東京都港区芝虎ノ門 8 日本住宅協会内) 電 話 (501) 3 5 6 8

この認定は「しろあり」防除施工土規定(別派)に基づいて行なわれるものであります。 たお不明の場合は全国都道府県内にある建築行政協会支部並びに全日本しろあり対策協議会、福岡県、愛媛県、鹿児島県及び近畿の各支部に御照会願いま す。

1. 申 込 資 格

次の各項に該当する者は認定申込の資格があります。

(1) しろあり防除施工経験年数 5年以上 --

(経験年数は納税証明書その他これに類するものによって判定します。)

- (2) 最近3ヶ年間の平均防除建築物の施工面積が5,000平方メートル(1,500坪)以上(建築物の施工面積については詳細を明記すること。)
 - 注意 1. 経験年数については勤務者にあっては勤務先の証明書、自家営業者にあっては納税証明書(又は納税申告書)を添付して下さい。
 - 2. 施工実績については施工先からの施工証明書を添付して下さい。

2. 認定申込手続

(1) 申込書受付期間

第1次 昭和39年1月1日〜同年2月29日まで 第2次 昭和39年4月1日〜同月30日まで

(2) 申込書受付場所

支部会員―近畿,福岡県,愛媛県,鹿児島県の各支部

「東京都在住者は本部

本部会員一√ 支部所在地在住者は支部

し支部所在地以外の在住者は道府県内建築行政協会支部

- (8) 申 込 方 法 申込用紙 2 通 (申込資格を配する経験年数,施工実績証明書添付)に申込手数料 3,000 円を添付して提出すること。
- (4) 認定予定時期 昭和39年6月30日
- (5) 認定合否の通知書 イ、昭和39年7月31日までに、本人及び支部等受付先へ通知します。 中、認定合格の有効期限は合格通知書の日付から 6ヶ月間とします。従って6ヶ月経過後は無効となります。 ハ、合格通知には次の用紙を同封します。登録申込書、暫 約書(仕様書による施工及び認定薬剤の使用等についての誓約)

3. 登録申込手続

- (1) 受付時期 昭和39年8月1日以降
- (2) 受付場所 申込書提出場所と同じ
- (3) 提出書類 登録申込書, 誓約書
- (4) 手数料 10,000円納付のこと

4. 登

- (1) 登録証書並びに登録証明書を発行
- (2) 徽章 (バッチ) の交付

5. 研修会の開催(予定)

しろあり防除施工に関する研修会を次のような要領で行ないます。

(1) 時期並び場所 第1回 昭和39年4月上旬 大阪,福岡,高松

第2回 / 5月上旬 東京

- しろあり防除施工士資格検定委員 (2) 識
- (3) 会 1,000円、別にテキスト代実費(但しテキスト代は会員5割引)

「しろあり」防除施工士認定申込状況(一部)

標記申込状況は次のとおりである。

なお, 第1次申込締切り(2月29日現在)分であって,

られている。

第2次申込分を推定すると、100名を突破するものとみ

支部別等の申込件数は、次のとおりである。

第一次しろあり防除施工士認定申込状況

都	道 府	県	申 込 件 数
占			1
古			15
水	京	都	- 5
広	島	県	3
宮	崎	県	1
徳	島	県	2
香	Щ	県	1
愛	知	県	3
			25
鹿	児 島	県	24
宮	崎	県	1
			13
宮	崎	県	13
			23
大	阪	府	14
和	歌 山	県	9
			3
愛	媛	県	3
			79
	広 宮 徳 香 愛 鹿 宮 宮 大 和	広宮徳香愛 鹿宮 宮 大和島崎島川知 場 崎 崎 阪 山	広宮徳香愛 鹿宮 宮 大和島崎島川知 島 崎 阪 山県県県県県県県県県県県県 県 府県

バックナンバーのお知らせ

全日本しろあり対策協議会の出版物のうち,下記のも のが多少残っていますので,ご希望の方は本協議会にご 注文下さい。

機関誌「しろあり」 No. 1, 1962……100円 〃 〃 〃 No. 2, 1963……200円

L	ろあ	りほ	方除	ダイ	ジェフ	ኣ ኑ			 …350円
L	ろあ	りょ	月語	集··					 …200円
Γ	しろ	あ	り」	防除	処理化	上様	基解 談	<u>.</u>	 50円
1	スも	'n.	ンロ	ーズ	1~/	1			 · 各15円

しろあり防除講習会開催

本協議会では、「しろあり」防除に関する講習会を、第7回しろあり対策全国大会の機会に、次のとおり別府市及び大阪市で開催して、「しろあり」防除施工の知識

の向上を図ることになった。 以下講習会内容をお知らせします。 (申込案内書のとおり)

しろあり防除講習会案内

L. 日 時

(別府会場)

昭和39年5月27日(水)9時~18時

・ 口 「付 (大阪会場)

昭和39年5月29日(金)9時~18時

2. 場 所

(別府会場) (大阪会場)

分) 大分県別府市駅前通別府信用金庫 4 階ホール

大阪市東区法円坂町国家公務員共済会館 1 階会議室 TEL. (941) 6243~8 (市電法円坂停留所前)

3. 課目及び講師

課	Ħ	時	[6]	======================================	it. F			師.
しろありの昆虫学的知識		9.00~	10 20	農学博士	森	八	郎	慶応義塾大学教授
		7.00	10.20	//	森本	:	椎	農林省林業試験場
しろあり防除薬剤に関する	知識	10.30 ~	11 50	"	芝本	海ニ	夫	東京大学教授
				//	河木	j .	肇	鉄道技術研究所
しろあり防除処理仕様書に	関する知識	12.30 ~	13.50	農林技官	雨馆	『 昭		農林省林業試験場
しろあり防除施工に関する	4 自動	14.00 ~	15 20		前區	幹	夫	NKプレハブ(株)
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	Notice	14.00	13.20		森 本		博	建設省建築研究所
建築に関する知識		15.30 ~	16.50		山 本 三 キ 一ノ ii	,,,,	雄治	大阪府指導課長 建設省建築指導課長 大分県建築課長
質 疑 応 答		17.00~	18.00	謎 節	全	員		

4. 受講資格

勤務先、年令、男女を問いません。 しろあり防除施工士認定申込の方は特に受講願います。

5. 受 講 料

2,000円 ただしテキスト代 (350円) を含みます

6. 申込方法

5月20日までに受講希望地の下記建築課宛受講料を添えて申込書を提出して下さい。 なお、止むを得ない方は当日会場でも受付けいたします。宿泊希望の方も5月20日迄に御申出で下さい。

7. 修了証交付

全課目受講者に対し修了証を交付いたします。

8. 申込受付

別府会場

大分市荷揚町1 大分県土木部建築課

大阪会場

大阪市東区大手前之町 大阪府建築部指導課

東京都港区芝虎ノ門 8 虎ノ門実業会館 日本住宅協会内

主催 全日本しろあり対策協議会

第6回しろあり対策全国大会のあらまし



写真1 会場下電ホテル

本会では、恒例による第6回全国大会を、岡山県庁の協力によって岡山市においては、講演会(8月7日)を、児島市においては、第6回全国大会(8月8日)を開催し、盛会裡に、大会の幕を閉じた。

なお、今回、役員改選で、会長に、大村己代治氏(日本住宅協会事務局長)が選出されたことは、本会が一段 と強化され、今後の飛躍が期待される。

以下,大会の概要をお知らせします。

◆しろあり対策講演会

日 時 昭和33年8月7日(木)13時~17時

場 所 岡山県中央労働会館階大ホール (岡山市内)

講演 1. 「しろあり」対策について 理事 前岡 幹夫氏(前副会長)

> 2. 建築基準法の改正について 北島 照仁氏(建設省事務官)

3. 私たちの生活と「しろあり」 理事 中島 茂氏(宮崎大学教授)

映 画 「しろあり」及び「しろありの土壌処理」 (アメリカ)

なお、聴講者は、約200名あって、本講演会は全国大会の一環として社団法人岡山県建築士会と共催で行われ



写真2 会 場

たものであった。

◆第6回しろあり対策全国大会

日 時 昭和38年8月8日(金)13時~18.30時場 所 下電ホテル大ホール(岡山県児島市鷲羽山) 出席者 (本部)大村(新会長」,基本(副会長」,前岡, 河村,中島,森(八),柳沢

> (事務局), 矢洲, 小田 (一般) 220名(概数)



写真3 副会長挨拶

(大会行事)

司会の挨拶 芝本武夫氏 (13時)

1. 昭和38年度総会(議長芝本武夫氏)

1001及加公(放及之中的人以)

イ. 昭和37年度収入・支出決算承認 (別記)

口. // 38年度事業計画,同収入支出予算承認

(//)

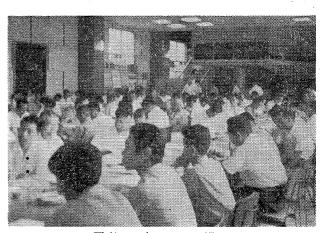


写真4 会

ハ. 規約改正承認

(//) "

二. 役員改選承認

(/ /)

役員改選案のとおり承認され、会長には、大村己 代治氏が選出され、就任の挨拶があった。前会長 の芝本武夫氏は、副会長として、今後も本会の運 営に一層のご努力を願うことなる。

ホ. 昭和38年度事業の,機関誌「しろあり」2号並びに「しろあり」用語集の発刊について,編集委員長の森八郎氏(理事)から経過の報告があった。

2. 研究会

「しろあり」防除士(仮称)規定(案)について 芝本副会長から,規定案作成の経緯について説明 があり,のち事務局から規定の朗読を行ない,質疑 に入ったが,規定を作成し,これに基ずいて,しろ あり施行関係者に対して資格を与えることについて は,全員賛成されたが,内容を再検討して,早期実 施の意見が強かった。内容の再検討及び実施につい ては,理事会に一任された。

以下規定に関して主なる意見(検討事項)は、次のとおりである。

- イ. 名称 防除施工士(仮称)を,防除士とする
- ロ. 資格検定 認定,登録の手数料を再検討する
- ハ. 資格認定期間については、当分の間一定期間を できうる限り短期間とする
- ニ. 規定の実施期間を早期とする

3. 映画会

岡山県提供による次の映画が上映され,いずれも 迫力のある映画であった。

- イ. 「歴史をつくる岡山国体」
- 口. 「太陽と緑の町」

閉会の挨拶

(18.30時)

◆懇 談 会

下電ホテル 新館大広間にて,

大会参加者が全員出席され、17時から開会。地元として、児島市長の歓迎挨拶があって後、懇親会に入り郷

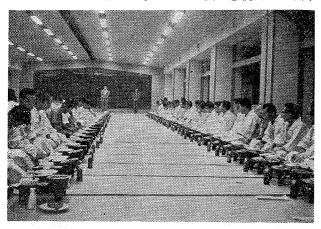
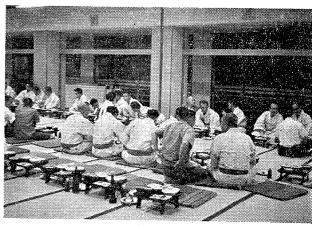


写真5 児島市長挨拶

土民芸の数々があり、なでやかに盛会裡に、20.30 時頃閉会した。



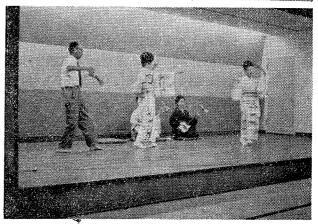


写真67 懇親会

◆見 学 会 8月8日(金)下電ホテル玄関 10時出発

あいにく、雨天であったが、約100名の参加し勧光 バス2台に分乗して、(岡山県建築所職員も分乗)鷲 羽山展望台を振り出しに、次のコースで見学を行い、 倉敷、岡山駅前にて解散(14.00)した。

大会参加者は,この大会にかずかずの思い出を残され,元気で,岡山県をたたれたことと思う。

(見学コース) 鷲羽山展望台~水島港湾局~石油工場 ~倉敷美術館~(昼食)~倉敷駅~岡山駅(解散14.00 時)

全日本しろあり対策協議会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、木造建築物、木柱、まくら木、 坑木、 立木等に対するしろありによる被害を可及的に防止し、その耐久性を高めるとともにその安全性を確保し、 あわせて木材消費の節約に資し、 もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、全日本しろあり対策協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会は、本部を東京都に置く。

2 本会は、会の事業を遂行するため必要がある場合には、理事会の承認をえて各地または各団体(機関)に、支部を置くことができる。

(事業)

- 第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
 - 1. しろありに関する調査研究の推進
 - 2. 会員相互の調査研究資料の交換および発表
 - 3. 一般の指導啓発
 - 4. その他しろあり被害対策上必要な事業

第2章 会員および会費

(会員)

第5条 本会の会員は、次の種とする。

- 1. 普通会員
- 2. 替助会員
- 2 支部の会員は、本部会員とする。(い)(ろ)

第6条 普通会員は、しろあり対策に直接たずさわるものまたは関心を有する者で、本会の趣旨に賛同する者とする。 2 賛助会員は、本会の事業に協賛する個人または法人とする。

(入会)

- 第7条 本会の普通会員または賛助会員となるには、別に定めるところにより入会申込をするものとする。 第8条 会員が次の各号の1に該当する場合には、評議員会の議を経て除名することができる。
 - 1. 本会の名誉を著るしく棄損したとき。
 - 2. その他会員としてふさわしくない行為をしたとき。

(会費)

第9条 本会の会員の会費は次の通りとする。

普通会員 年額

500円 (は)

賛助会員

年額

1口 10,000円

第3章 機 関

47 规

(HV-LD)

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名

2. 副 会 長 3名(い)(に)

3. 理 事 25名以内(うち常務理事2名以内)(い)(ろ)(に)

4. 監 事 2名以内

5. 評 議 員 若干名

6. 顧 問 若干名

(会長及び副会長)

第11条 会長及び副会長は、理事会において選出する(い)

- 2 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合は、会長に代わって、会務を総理する。 (い)

(理事)

第12条 理事は、評議員会において選出する。

2 理事は、本会の事務を処理する。

(監事)

第13条 監事は、評議員会において選出する。

2 監事は、本会の会計および資産を監査する。

(評議員)

第14条 評議員は、普通会員および賛助会員の中から選出する。

2 第3条第2項の規定により支部が置かれた場合には、その支部長は前項の規定にかかわらず評議員とする。 (顧問)

第15条 本会の運営について、総括的な指導を仰ぐため、顧問をおくことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から会長が委嘱する。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第17条 本会に次の役員会を置き,事業計画,予算,決算等重要事項を審議する。

- 1. 理事会
- 2. 評議員会

(総会)

第18条 総会は、会員の10分の1以上出席をもって成立する。議事は、出席会員の過半数で次に掲げる事項を議決し、 可否同数のときは議長が決める。(い)

- 1. 事業計画,予算および決算に関する事項(い)
- 2. 規約の変更
- 3. その他の重要事項

(委員会)

第18条の2 理事会の議決を経て、必要に応じて委員会を設置することができる。(い)

2 委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

第4章 会計および資産

(資産および経費)

第19条 本会の資産は、次の各号に掲げるものより構成され、本会の経費に充てるものとする。

- 1. 会 費
- 2. 寄付金品
- 3. その他の収入

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

(実施期日)

本規約は、昭和34年5月15日より実施する。

本規約は、昭和35年7月15日より実施する。(改正い)

本規約は,昭和36年7月24日 // (ルろ)

本規約は,昭和38年4月1日 // (// は)

本規約は、昭和38年8月8日 // (//に)

対									
用途別	商 品 名	認定 番号	種別		稀釈 剤		所在地		
予防剤	アグドックスグリーン	第 号 1001	Ⅲ種,Ⅳ種一O	原 液	Н,1	 (株)アンドリュ ウス商会	 東京都港区芝 公園 5 号地 5		
//	アリアンチ	1002	Ⅱ種,Ⅲ種,IV種, V種一O	原液	_	三 共(株)	東京都中央区 銀座2の1		
//	アリコン	1003	Ⅱ種,Ⅲ種,Ⅳ種, V種—O	原 液		近畿白蟻研究所	和歌山市雑賀 屋東1丁		
//	アリトン	1004	Ⅲ種,V種一W	PCP-Na3%以 上 γ-BHC 2% 以上	水.	深町白蟻駆除予防 (株)	鹿児島市下町 178		
//	アリノン	1005	Ⅱ種,Ⅲ種,Ⅳ種, V種一〇	原 液	_	山宗化学 (株)	東京都中央区 八丁堀2の3		
"	アントキラー	1006	Ⅱ種,Ⅲ種,Ⅳ種, V種一O	原 液		富士白蟻研究所	和歌山市東長町10丁目35		
"	ウッドキーパー(予防剤)	1007	Ⅱ種 ,Ⅲ 種,Ⅳ種, V種一〇	原液		ウッドキーパー (株)	東京都渋谷区 金王町 6		
"	ウッドリン―O	1008	Ⅱ種,Ⅲ種,Ⅳ種, V種一〇	原 液	_	日本マレニット (株)	東京都千代田区丸ノ内2の2		
"	オスモクレオ	1009	Ⅲ種, V種	ペースト 状のまま		(株) アンドリュ ウス商会			
//	オスモサー	1010	(仕様最の特記に 』 用する予防剤		適)	//	Name of the last o		
"	第1種テルミサイドA	1011	I 種,Ⅱ 種,Ⅲ種, Ⅳ種,V種一〇	原 液	_	第一防腐化学 (株)	東京都港区芝 浜松町2の25		
"	第1種テルミサイドAS	1012	Ⅱ種,Ⅲ種,IV種, V種—O	原 液		//			
"	ネオ・マレニット	1013	I 種, Ⅱ種, Ⅲ種, Ⅳ種, V種一W	30倍以内	水	日本マレニット (株)			
"	モニサイド	1014	Ⅱ種,Ⅲ種,Ⅳ種, V種一W	50倍以内	水	武田薬品工業 (株)	大阪市東区道 修町2の27		
"	キシラモンTR	1015	Ⅱ種,Ⅲ種,Ⅳ種 V種一O	原 液	_	武田薬品工業(株)			
駆除剤	アリアンチ	2001	Ⅳ種,V種一O	原 液		三 共(株)			
"	アリシス	2002	IV種,V種一O	原 液	-	東洋木材防腐 (株)	大阪市此花区 桜島町37		
//	アリトン	2003	V種-W	PCP-Na3%以 上 7-BHC 2% 以上	水	深町白蟻駆除予防 (株)			
"	アリノン	2004	IV種,V種一O	原 液		山宗化学 (株)			
"	ウッドキーパー(駆除剤)	2005	IV種, V種一O	原液	-	ウッドキーパー (株)			
//	ウッドリン	2006	IV種, V種一W	10倍以内	水	日本マレニット (株)			
"	三共アリコロシ	2007	IV種,V種一W	10倍以内	水	三 共(株)			
//	第2種テルミサイド	2008	IV種, V種一W	2倍以内	水	第一防腐化学(株)			
"	メルドリン	2009	IV種, V種-W	10倍以内	水	日本マレニット (株)			
"	モニサイド	2010	IV種, V種-W	25倍以内	水	武田薬品工業(株)			
"	キシラモンTR	2011	VI種,V種一O	原 液	-	"			
土 壌 処理剤	アリデン末	3001		原 粉		三 共(株)			
"	アリデン	3002		20倍以内	水	"			
"	アリノンS・M	3003		50倍以内	水	山宗化学(株)			
"	アリノンパウダー	3004		原 粉		"			
"	クレオーゲン	3005		3 倍以内	水	東洋木材防腐(株)			
"	メルドリン	3006		10倍以内	水	日本マニレット (株)			
"	メルドリンP	3007		原 粉	-	"			

//	モニサイド	3008	25倍以内	水	武田薬品工業(株)	
	デフトリン	3009	10倍以内	水	東和化学(株)	広島市鉄砲町 97

員 名

(38. 8. 8 改選)

全日本しろあり対策協議会

									(順序不同)
役員	名 氏	名	勤務先		移	員名	氏	名	勤務先
会	長 大村	村己代治	日本住宅協会	1.1	評	譺	員 雨?	宮 昭二	農林省林業試験場
副会	長 芝	太 武夫	東京大学農学部				菅野	予 誠	文部省施設部
11	三至	它 俊治	建設省住宅局						(〃) 文化財保護委員会
常務日	里事 香場	豆 正二	日本住宅協会				伊旗	湊 清三	林野庁指導部
"	天明	月稔	建設省住宅局				浅里	FE	日本国有鉄道技術研究所
理	事 前岡	別 幹夫	N. K. プレハブ(株)				横口	山 正彦	(建築研究室長)
	森	徹	鹿島建設技術研究所				桜井	市太郎	国鉄本社施設局
	森z	博	建設省建築研究所				和仁	主 達義	# 10 19 . #ATV
	森	八郎	慶応義塾大学経済学部				田口	ュ 重雄	Walter Walter
	上木	寸 武	農林省林業試験場				高相	新 哲夫	〃 電気局
	遠顧	嘉数	森林資源総合対策協議会				池原	真三郎	東京都首都整備局
	安日	拓	福岡県建築部	ti S			2 1	1	建設省営繕局
	ШE	1善之助	防衛庁建設本部		: 1		金云	洋一	防腐木材協会
	河木	計 肇	日本国有鉄道技術研究所				○横□	一夫	日本電信電話公社
	++	0.000	早稲田大学理工学部				八才	金蔵	九州電力総合研究所
	中島	. 茂	宮崎大学農学部				神山	」 幸弘	早稲田大学理学部
	野木		福岡県支部長				西本		京都大学木材研究所
	桑山	」三郎	愛媛県支部長				日均	正俊	東京大学農学部
	深尾		近畿支部長					喜久雄	福岡県建築部
	○岩↑	松雄	鹿児島県支部長				渡边	,	九州大学農学部
	梶山		住宅金融公庫建設指導部				○清才		宮崎大学農学部
	井原	道継	日本国有鉄道技術研究所(建	•			熊名) 百三	慶応義塾大学
			築室長)				本岩		愛媛県土木部
	○鈴木		三共株式会社			٠.	ОЩА		大阪府建築部
	○早川		山宗化学株式会社				〇上町		鹿児島県土木部
	○清』		清水建設株式会社				〇森田		日本マレニット株式会社
	○本間		大成建設株式会社				○竹中		株式会社竹中工務店
	監要		農林省林業試験場				佐野		日本石炭協会
監	事 財津		全国建設業協会				岡見		武田薬品工業(株)
	模场	隆	電力中央研究所				江京	. 登	東洋木材防腐(株)
									(○印 37. 7. 5 選出)
			t e						A 1. A 2.

集

本年度から機関誌「しろあり」を年2回だすことにな りました。春に出版する号は、従来どおりの形式で、秋 に出版するものは特集号とする予定です。

春に出版する号は、会員の投稿原稿により編集してい ますので、協議会あてにどしどし原稿をお送り下さい。 (林試 森 本 桂)